

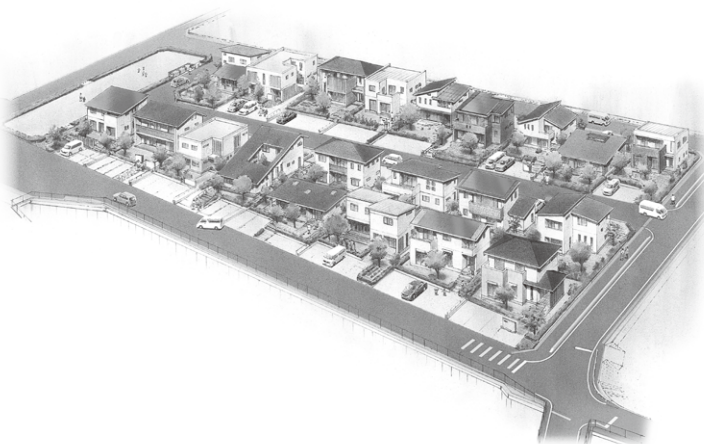
特集

竹之郷地区新規住宅地開発事業のご案内

本村では、定住できる地域づくりを推進するため、竹之郷地区内に地区計画を定め、新規住宅地の整備と販売を計画しています。

この住宅地は、本村や他の地域にお住まいの方に、ご家族でずっと暮らしていただける新生活の場所として販売する予定です。

なお、住宅地(土地)のみの販売となりますので、建物は一定のルールのもと、ご自由に建築いただけます。



●販売時期・価格

令和8年度以降の販売を予定しています。

※販売方法や条件、価格については、改めてご案内します。

●全体計画イメージ(販売は土地のみです)



●地区計画内のルール(地区計画)

良好な住環境を形成するため、計画区域内で建築される住宅には地区計画に基づいた制限が適用されます。

主な制限内容(以下は地区計画を要約したものです)

●用途

一戸建て住宅や特定の兼用住宅およびこれらに付随する建物(車庫等)以外は建築できません。

●その他

用途以外にも、容積率、建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置、垣またはさくの構造などに制限があります。

※地区計画については、村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先 開発部整備推進課